不動産　相続手続きの流れ

被相続人　死亡

1. 戸籍取得→相続人を確定

2. 遺言書の有無を確認

遺言書　なし

公正証書遺言
法務局保管遺

自筆証書遺言

6. 遺産分割協議

6. 法定相続分で財産を分配

6. 家庭裁判所で遺言書の検認

相続放棄する場合3か月以内

10か月以内遺産が基礎控除額を超える場合、相続税の申告

＜遺産の名義変更手続き＞　不動産相続登記の場合

7. 相続対象不動産の把握

8. 登記簿謄本の取得

9. 全ての戸籍謄本取得

10 登記簿の住所と死亡時の住所のチェック

11.遺産分割の話合い

12.遺産分割協議書作成

13.不動産管轄法務局の特定

14.固定資産評価証明取得

15.登記申請書作成

16.相続関係説明図作成（戸籍謄本一式還付の場合）

17.完了書類の受取方法選択

18.原本還付の用意

19.管轄法務局に申請

20.相続登記完了

不動産相続の手続例ですが、手続き完了までに、凡そ20のステップが必要になります。